

令和6年度通常総会資料

と き 令和6年5月21日（火）午後1時30分

ところ 水戸市柵町1-3-1

水戸合同庁舎（2階 大会議室）

茨城県庁友の会

令和6年度茨城県庁友の会通常総会次第

- 1 開会のことば
- 2 物故者に対する黙とう
- 3 会長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 来賓紹介
- 6 議長選出
- 7 議事
 - 第1号議案 令和5年度事業報告
 - 第2号議案 令和5年度収支決算
(監査報告)
 - 第3号議案 令和6年度事業計画
 - 第4号議案 令和6年度収支予算
- 8 報告事項
役員改選
- 9 閉会のことば

令和5年度 事業報告(案)

事業	実績概要
<p>1 総会等の開催</p> <p>(1) 通常総会</p> <p>(2) 理事会等</p> <p>(3) 友の会運営委員会</p>	<p>令和4年度事業報告及び決算、令和5年度事業計画及び予算等を審議するため、令和5年度から代議員による通常総会を開催しました。</p> <p>令和 5年 5月30日(火) 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室 出席会員 49名(新旧役員25名、代議員19名、来賓3名、事務局2名)</p> <p>友の会の運営に関する事項を審議するため、理事会等を開催しました。</p> <p>令和 5年 4月12日(水) (監査) 令和 5年 5月30日(火) 会長、副会長、常任理事の選任 令和 5年 7月28日(金) 友の会の概要、現状と課題等 令和 5年11月13日(月) 上半期事業の進捗状況等 令和 6年 3月22日(金) 5年度事業報告・決算見込み、6年度事業計画・予算等</p> <p>友の会の今後の事業運営について、運営委員会で3回協議検討し、支部交付金の配分率や美術展の開催等について審議状況を理事会に報告しました。</p> <p>令和 5年 9月27日(水) 会員及び財源の確保等 令和 5年10月31日(火) 支部交付金、会員及び財源確保等 令和 6年 2月 1日(木) 美術展開催、今後の委員会開催等</p>
<p>2 支部交付金</p>	<p>支部運営費として会員数に応じ、年会費の一部から交付金を交付しました。</p>
<p>3 会員への慶弔</p> <p>(1) 長寿者への記念品贈呈</p>	<p>令和5年度内に満80歳(傘寿)に達した96名の方々の長寿を祝い、記念品を贈りました。</p>
<p>(2) 弔慰</p>	<p>会員が逝去したとき、会長から弔電を差し上げたほか、各支部の役員が告別式等に参列し哀悼の意を表しました。(物故者69名)</p>
<p>4 新規会員の加入促進</p>	<p>再任用者・再就職者の未加入者に対して、文書による入会案内通知や会員による直接の声かけ等を行ったほか、定年退職者に退職予定者説明会において加入の促進に努めました。(加入者12名)</p>
<p>5 県政推進への協力</p>	<p>地域の文化や社会福祉活動のほか、茨城空港の利用促進など、県政の推進に側面から協力しました。</p>
<p>6 会報の発行</p>	<p>本部・支部の事業や行事、会員の動静、投稿、趣味の会の活動情報等を掲載した「友の会会報」を1月に発行し、全会員に配付しました。</p> <p>なお、発行前に会報編集委員会を開催しました。</p> <p>令和 5年 9月 6日(水)</p>

7 美術展の開催	<p>第36回茨城県庁友の会美術展を開催しました。 令和6年 1月18日(木)～24日(水) ザ・ヒロサワ・シティーホール 展示作品 79点(書6点、工芸23点、写真33点、絵画17点) 入館者数 306人</p> <p>なお、美術展の運営方法等について運営委員会を開催しました。 また、今後の美術展開催について意見交換を行った。</p> <p>令和 5年 7月12日(水) 出展者の範囲拡大等 令和 5年 8月30日(水) 36回美術展開催要項等 令和 5年12月 6日(水) 美術展プログラムや運営方法等 今後の美術展開催</p>
8 ホームページ等の 運営・管理	<p>ホームページに本部・支部のお知らせや趣味の会の活動状況などの最新情報を掲載しました。 メール配信システムの導入を行い、会員のメルマガ登録を開始しました。 また、ホームページやメールの管理運営や利用促進を図るため、情報管理委員会を設置し、開催しました。</p> <p>令和 6年 2月 1日(木) 要項制定、メルマガ登録状況等</p>
9 県民手帳の案内	<p>令和6年版県民手帳について、書店での購入又は郵送による購入を斡旋しました。</p>
10 茨城県職員録の購 入斡旋	<p>茨城県職員録(県人事課発行)の購入を希望する会員に斡旋しました。</p>
11 火災保険等の加入 斡旋	<p>福利厚生事業の一環として、火災保険やがん保険・医療保険への加入を斡旋しました。 また、JRの「大人の休日倶楽部」への加入を斡旋しました。</p>

茨城県庁友の会支部別会員数調

区分 支部名	R5. 3. 31現在	新規加入者数	退会者数	R6. 3. 31現在
水戸	735 人	6 人	50 人	691 人
那珂	246		7	239
県北	162	3	11	154
鹿行	94		6	88
県南	266	1	19	248
県西	242	2	14	230
計	1,745	12	107	1,650

※ () は内数で、支部間異動者

内 訳

新規加入者		退会者	
4年度退職者	6 人	死亡者	69 人
過年度退職者	6	退会者	38
計	12	計	107
支部間異動者		支部間異動者	

令和5年度 収入支出決算(案)

(単位:円)

(収入の部)

科 目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	摘 要
1 会費	5,118,000	5,118,000	0	1,706人×3,000円
2 分担金	86,000	86,000	0	美術展出展 43人×2,000円
3 広告料	247,000	246,542	△ 458	会報広告掲載、折込広告等
4 雑入	29,355	29,890	535	コピー代、保険センター分担金等
5 寄付金	16,000	16,290	290	会員からの寄付
6 繰越金	383,645	383,645	0	4年度からの繰越金
計	5,880,000	5,880,367	367	

(支出の部)

科 目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	摘 要
1 事務費	1,271,000	1,033,633	△ 237,367	
通信費	230,000	129,164	△ 100,836	電話料、郵便料、ネット回線使用料
印刷費	236,000	116,898	△ 119,102	コピー代、封筒印刷代
消耗品費	85,000	79,788	△ 5,212	事務用品、新聞購読費
旅費	10,000	5,462	△ 4,538	職員旅費
賃借料	350,000	348,321	△ 1,679	行政財産使用料・複写機リース料等
報償費	360,000	354,000	△ 6,000	業務支援謝金
2 会議費	320,000	155,937	△ 164,063	
総会費	100,000	47,732	△ 52,268	総会開催諸費
役員会等費	220,000	108,205	△ 111,795	理事会、運営委員会諸費
3 事業費	2,154,000	2,127,366	△ 26,634	
慶弔費	733,000	716,100	△ 16,900	長寿者記念品(80歳傘寿)・祝・弔電報等
会報発行費	594,000	593,950	△ 50	会報印刷・発送費等
美術展開催費	431,000	430,634	△ 366	会場使用料・展示委託・パンフ印刷等
加入促進費	60,000	51,660	△ 8,340	申込書、勧誘資料印刷・郵送
情報管理費	336,000	335,022	△ 978	ホームページ、メール配信管理等
4 交付金	1,838,000	1,836,400	△ 1,600	支部交付金(会費の35%)
5 雑費	297,000	268,237	△ 28,763	会費振込、常銀ネットサービス手数料等
6 予備費	0	0	0	
計	5,880,000	5,421,573	△ 458,427	

収入総額	5,880,367 円
支出総額	5,421,573 円
差引残高	458,794 円(次年度繰越)

令和5年度 財政調整積立金特別会計決算(案)

基金目的: 友の会の健全な運営に資するために蓄え、不測の事態に備える

(収入)

(単位:円)

科目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減 (B-A)	摘要
前年度繰越金	5,738,789	5,738,789	0	
雑収入	48	48	0	預金利子
合計	5,738,837	5,738,837	0	

収入総額	5,738,837
支出総額	0
差引残高	5,738,837 円(次年度繰越)


令和5年度
茨城県庁友の会 事務監査報告

茨城県庁友の会会則第11条の規定により、令和6年4月15日に実施した令和5年度の事務事業執行状況及び会計事務監査結果について、同条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

事務事業執行状況及び会計事務処理は、適切に行われており会計帳簿等の記帳も正確で、それぞれ符合していることを認めます。

令和6年4月15日

監事 羽部 慎行 

監事 半田 早瑠 

令和6年度 事業計画(案)

事業	計画概要
<p>1 総会等の開催</p> <p>(1) 通常総会</p> <p>(2) 理事会等</p> <p>(3) 友の会運営委員会</p>	<p>令和5年度事業報告及び決算、令和6年度事業計画(案)及び予算(案)等を審議する通常総会を開催します。 令和6年 5月21日(火) 水戸合同庁舎大会議室</p> <p>友の会の運営に関する事項を審議するため、理事会等を開催します。</p> <p>友の会の今後の事業運営のあり方について、協議・検討するため、運営委員会を開催します。</p>
<p>2 支部交付金</p>	<p>支部運営費として、会員数に応じた交付金と慶弔費に区別し、交付します。</p>
<p>3 会員への慶弔</p>	
<p>(1) 長寿者への記念品贈呈</p> <p>(2) 弔慰</p>	<p>令和6年度内に満80歳(傘寿)に達する方78名の長寿を祝い、記念品を贈ります。</p> <p>会員が逝去したとき、会長から弔電を差し上げるほか、各支部の役員が告別式等に参列します。</p>
<p>4 新規会員の加入促進等</p>	<p>退職者や再任用者等の未加入者の加入促進について、会員による直接の声かけ、文書による入会案内等を行うとともに、65歳で再任用期間が満了した未加入の方に対して、組織を挙げて勧誘活動を行います。</p>
<p>5 県政推進への協力</p>	<p>地域の文化や社会福祉活動のほか、茨城空港の利用促進など県政の推進に側面から協力します。</p>
<p>6 会報の発行</p>	<p>本部・支部の事業や行事、会員の動静、投稿、趣味の会の活動情報等を掲載した「友の会会報」を1月に発行し、全会員等に配付します。 なお、発行前に会報編集委員会を開催します。</p>
<p>7 美術展の開催</p>	<p>「第37回茨城県庁友の会美術展」を令和7年1月7日(火)～13日(月)までザ・ヒロサワ・シティーホールで開催します。(搬入は1月6日) また、運営について協議するため、事前に美術展運営委員会を開催します。 なお、ザ・ヒロサワ・シティーホールで開催する美術展は今年度が最後になりますので、今後の美術展の開催について美術展運営委員会で協議します。</p>
<p>8 ホームページ等の運営・管理</p>	<p>ホームページに本部・支部のお知らせや趣味の会の活動状況などの最新情報を提供するとともに、メルマガへの登録を促進します。 なお、ホームページやメールの管理運営や利用促進を図るため、情報管理委員会を開催します。</p>

9 県民手帳の案内	令和7年版県民手帳の購入を案内します。
10 茨城県職員録の購入 斡旋	茨城県職員録（県人事課発行）の購入を希望する会員に斡旋します。
11 火災保険等の加入 斡旋	<p>福利厚生事業の一環として、火災保険やがん保険・医療保険への加入を斡旋します。</p> <p>また、JRの「大人の休日倶楽部」への加入を斡旋します。</p>
12 その他	本会の目的達成のために必要な事業を行います。

令和6年度 収入支出予算書(案)

(単位:円)

(収入の部)

科 目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比較増減(A-B)	摘 要
1 会費	4,950,000	5,250,000	△ 300,000	1,650人×3,000円
2 分担金	80,000	80,000	0	美術展参加費 40人×2,000円
3 広告料	178,000	140,000	38,000	会報広告掲載
4 雑入	1,206	182,355	△ 181,149	コピー代、預金利息等
5 寄付金	5,000	0	5,000	会員からの寄付
6 繰越金	458,794	383,645	75,149	4年度からの繰越金
計	5,673,000	6,036,000	△ 363,000	

(支出の部)

科 目	本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比較増減(A-B)	摘 要
1 事務費	906,000	1,271,000	△ 365,000	
通信費	196,000	230,000	△ 34,000	電話料・郵便料・ネット回線使用料
印刷費	200,000	236,000	△ 36,000	コピー代・封筒印刷代
消耗品費	100,000	85,000	15,000	事務用品、新聞購読費
旅費	10,000	10,000	0	職員出張旅費
賃借料	400,000	350,000	50,000	行政財産使用料・複写機リース料等
報償費	0	360,000	△ 360,000	
2 会議費	170,000	320,000	△ 150,000	
総会費	70,000	100,000	△ 30,000	総会開催諸費
役員会等費	100,000	220,000	△ 120,000	理事会及び運営委員会諸費
3 事業費	2,047,000	2,011,000	36,000	
慶弔費	620,000	746,000	△ 126,000	長寿者記念品(80歳傘寿)、祝・弔電等
会報発行費	600,000	540,000	60,000	会報印刷・発送等等
美術展開催費	400,000	400,000	0	展示委託、会場使用料、パンフ印刷等
加入促進費	60,000	60,000	0	申込書、勧誘資料印刷・発送等
情報管理費	367,000	265,000	102,000	ホームページ定期保守点検、メール配信管理等
4 交付金	1,733,000	1,838,000	△ 105,000	支部交付金(会費の35%)
5 雑費	290,000	297,000	△ 7,000	会費振込手数料、常銀ネットサービス手数料等
6 予備費	527,000	299,000	228,000	
計	5,673,000	6,036,000	△ 363,000	

令和6年度 財政調整積立金特別会計予算書(案)

(収 入)

(単位:円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減(A-B)	摘 要
前年度繰越金	5,738,837	5,738,789	48	5年度からの繰越金
雑収入	163	11	152	預金利子
合 計	5,739,000	5,738,800	200	

役員改選

令和6年度 茨城県庁友の会 理事候補者

理事候補者及び任期

氏名 加門 由章

任期： 令和7年度通常総会まで

【参考資料】

役員選考規程第4条の別に定める役員候補者の選考基準（R4.11.11改正）

（役員改選の基本方針（内規）及び慣例等）

- ・会 長（1人）
- ・副会長（2人以内） 会長が選任する者 *支部長等経験者から
- ・常任理事（1人） *水戸（近隣）在住者から
- ・女性代表の理事（2人） 女性参加を促進し、友の会の活性化を図る。
女性の会（水戸、県南、県西、那珂、鹿行で交代制）から2名選出
- ・支部推薦理事（6人） 各支部から推薦された理事
- ・業務執行理事（4人） 本会の業務を担う理事
支部選出2人（女性代表の理事及び監事選出以外の支部から2名選出）
本部選出2人 *水戸（近隣）在住者から
- ・理事兼事務局長（1人）
局長としての経験と業績等を勘案して理事をおく。
- ・監事（2人）
6支部から2名選出（交代制）

○ 今回の理事選任に取扱いについて

県庁友の会会則第12条第3項の理事が欠けたときを準用して、総会に諮らないで、理事会で選任する。

【参考条文】

（役員を選任）

第12条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、会員の中から総会において選任する。

2 は省略

3 理事及び監事が欠けたときは、第1項にかかわらず、会員の中から理事会において選任することができる。

令和5・6年度 茨城県庁友の会 理事・監事名簿

令和5年5月30日現在

○ 理事

理事 17人以内 現在15人

役員名	氏名	備考
1	理事 川俣 勝慶	水戸支部(本部推薦) 会長
2	理事 武藤 賢治	那珂支部(本部推薦) 副会長
3	理事 細谷 茂治	水戸支部(本部推薦) 副会長(常任理事兼務)
4	理事 今関 裕夫	水戸支部
5	理事 成井 重美	那珂支部
6	理事 朝日 正	県北支部
7	理事 人見 一教	鹿行支部
8	理事 長谷川 泉	県南支部
9	理事 泉 多加夫	県西支部
10	理事 関 純子	水戸支部
11	理事 橋本由美子	鹿行支部
12	理事 澤畠 守夫	那珂支部
13	理事 中島 平	県南支部
14	理事 横山 仁一	水戸支部(本部推薦)
15	理事 横田 英之	水戸支部(本部推薦)
16	理事 兼務	常任理事 副会長兼務
17	理事 欠員	事務局長兼任理事

○ 監事

監事 2人

1	監事 生田目陽一	県北支部
2	監事 羽部 順行	県西支部

茨城県庁友の会会則 (令和4年5月27日現在)

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会は、茨城県庁友の会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、水戸市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦融和を図るとともに、その知識経験を生かして社会文化の高揚並びに県政の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県政推進の側面的協力
- (2) 社会福祉事業への奉仕事業
- (3) 講演会、研修会等の開催
- (4) 恩給、年金等の改善運動
- (5) 会員の福利厚生事業
- (6) 会報、会員録の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、茨城県を退職した者であって本会の目的に賛同した者とする。

(入 会)

第6条 入会しようとする者は、所定の様式による申込書を本会に提出しなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は、年3,000円の会費を納入するものとする。

2 既納の会費は原則として返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 引き続き2年以上会費を滞納したとき

第4章 役員、代議員、顧問等及び事務局

(役員の種類及び員数)

第9条 本会に次の役員を置く。

理事 17人以内

監事 2人

2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長、1人を常任理事とする。

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 前項の場合において、副会長の会長代理についての順位は、会長があらかじめ指定した順位によるものとする。

4 常任理事は、会長の会務のうち会長があらかじめ指定した業務を処理する。

5 理事は、理事会を組織し、本会の会務の執行を決定する。

第11条 監事は、会計及び事務事業の執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員選任)

第12条 理事及び監事(以下「役員」という)は、会員の中から総会において選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は理事の互選とする。

3 理事及び監事が欠けたときは、第1項の規定にかかわらず、会員の中から理事会において選任することができる

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了若しくは辞任の後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(代議員)

第14条 本会に代議員を置く。

2 代議員は、役員以外の会員の中から、各支部において選出するものとする。

3 代議員の数は、各支部において1名に、任期満了する前年12月31日現在の支部会員数により次に掲げる人数を加えたものとする。

支部会員数	100人未満	1人
	100人以上200人未満	2人
	200人以上300人未満	3人
	300人以上	4人

4 代議員は、会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

- 5 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の代議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第15条 本会に顧問及び参与を置く。

- 2 顧問は、次に掲げる者とする。
 - (1) 現職にある茨城県知事
 - (2) 茨城県知事の職にあった者で、会員である者
 - (3) 本会の会長の職にあった者で、会員である者
- 3 参与は、次に掲げる者とする。
 - (1) 現職にある茨城県総務部長及び各部局長
 - (2) 改選により副会長及び支部長の職を去った者(ただし引き続き2か年の期間に限る)
- 4 顧問及び参与は、特定の重要な事項について、会長の諮問又は相談に応ずる。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員をおき、会長が任免する。
- 3 職員は、会長の定めた職務に従事する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第17条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種に分ける。
- 3 通常総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会は、随時必要なときにこれを開催する。
- 4 総会は、役員及び代議員をもって構成する。
- 5 理事会は、随時必要なときにこれを開催する。

(会議の招集)

第18条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、少なくとも期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに付議すべき事項を示して、招集しなければならない。

(会議の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席した代議員のなかから選出する。

- 2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

(議決)

第20条 会議の議事は、その会議に出席した者のうち議決権を有する者の過半数の同意をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会に付議すべき事項)

第21条 次に掲げる事項は、総会に付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算及び収入支出決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の変更
- (5) 前号に掲げるもののほか、会長の付議した事項
(理事会に付議すべき事項)

第22条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算及び収入支出決算
- (3) 会則の変更
- (4) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項
(議事録)

第23条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 会 計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第26条 本会の毎年度の収入支出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(決算)

第27条 収入支出決算は、年度終了後1ヶ月内に監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

第7章 支 部

(支部の設置)

第28条 本会の事業の円滑な運営を図るため、支部を置き、会員はいずれかの支部に属さなければならない。

2 支部の名称は次のとおりとし、支部の区域及び事務所の設置場所は、会長が別に定める。

- (1) 茨城県庁友の会水戸支部
- (2) 茨城県庁友の会那珂支部
- (3) 茨城県庁友の会県北支部

(4) 茨城県庁友の会鹿行支部

(5) 茨城県庁友の会県南支部

(6) 茨城県庁友の会県西支部

(支部の組織等)

第29条 支部の組織及び運営については、各支部が定め行うものとする。

2 前項の規定により各支部が規定等を定め、又は役職員の選任等を行った場合は、支部長は速やかに会長に報告しなければならない。

(支部長の報告)

第30条 支部長は、支部総会を開催した場合、その結果を会長に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(委任)

第31条 この会則の施行について必要な規定は、理事会の議決により会長が定める。

付 則

1 この会則は、令和4年5月27日から適用する。

2 令和4年度通常総会で選任された役員はその任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、1年とし令和5年度通常総会の日までとする。

3 第9条各項、第14条各項、第17条第4項、第19条第1項及び第20条第1項の規定は、令和5年度通常総会から適用する。

この会則は、平成2年5月21日から適用する。

この会則は、平成3年5月10日から適用する。

この会則は、平成12年5月17日から適用する。

この会則は、平成17年5月31日から適用する。

この会則は、平成23年5月27日から適用する。

この会則は、平成26年5月27日から適用する。

この会則は、令和元年5月29日から適用する。

この会則は、令和4年5月27日から適用する。

参考：会則第 27 条第 2 項の規定に基づく「支部の区域図」

支部区域図

